

## 職員の給与に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和2年10月21日

山梨県人事委員会

委員長 中島 琢雄

- 1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。
- 2 本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を例年より時期を大幅に遅らせた上で、2回に分けて実施しました。  
企業活動が大きな影響を受けている大変厳しい状況の中での調査となりましたが、ボーナス等に関する調査の完了率は非常に高いものとなりました。調査に対して御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。
- 3 今回の勧告では、ボーナスについて、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が、県職員の支給月数を下回ったことから、その均衡を図るため、年間支給月数を0.05月分引き下げる必要があると判断いたしました。月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。
- 4 本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであります。  
このため、本委員会は、県内民間事業所の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、その均衡を図ることを基本に、さらには国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準等も総合的に勘案して、今回の勧告を行ったものであります。  
議会及び知事に対し、勧告の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請いたしました。
- 5 県内景気が新型コロナウイルス感染症の拡大などにより悪化している中で、本年の勧告は、7年振りの特別給の引下げという内容となりました。  
職員の皆さんにあっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や

自然災害などが発生する中、県民の安全・安心を確保するため日々職務に奮闘されていることに深く敬意を表するところですが、民間の状況等を十分に認識され、引き続き、使命感と高い倫理感を持って、職務に精励されることを期待いたします。

- 6 県民各位におかれては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。